

農林水産業への十分な配慮なくして環太平洋戦略的経済

連携協定(TPP)に参加することに反対する意見書

我が国の農林水産業は、国民に安全・安心な食料を供給するのみでなく、洪水の防止や水源涵養等の多面的機能を有しているが、農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少、高齢化の進行、耕作放棄地の増加、価格の低迷など非常に厳しい状況にある。

こうした中、政府は11月9日に環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)について、「関係国との協議を開始する」と明記された「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定された。

さらに14日には、APEC首脳会議において、「アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)」構想を推進し、APECの将来像を一体感の強い「共同体」と位置づける首脳宣言「横浜ビジョン」が採択された。

環太平洋戦略的経済連携協定は、原則全ての関税撤廃を目指す協定で、非関税障壁の撤廃や人的な交流の緩和など幅広い分野での自由化を図ろうとする交渉であり、農業生産条件の不利な中山間地を多く抱える島根県においては、農業・農村に極めて深刻な影響を与え、その関連産業や地域経済も厳しい状況に置かれるなど、地方のさらなる疲弊に繋がるのが強く懸念される。

今回の政府の対応は、国民への十分な説明や農林水産業者をはじめとする幅広い国民からの意見聴取、国会での審議等がなされることなく、また、日本農業の強化策を検討する「食と農林漁業の再生推進本部」が設置されたものの、農林水産業関係者はもとより、消費者等も含めた幅広い国民的議論もないまま、唐突に推進された。

環太平洋戦略的経済連携協定への参加は、国内の農林水産業・農山漁村に甚大な影響を与えるのみならず、国の食料安全保障のあり方にも関わる極めて重要な事柄であり、政府においては、農林水産業への十分な配慮と関係者の理解がないままに、環太平洋戦略的経済連携協定の締結・参加をすることのないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

島根県議会

B 型肝炎訴訟の早期全面解決を求める意見書

我が国では、法律によりすべての国民に集団予防接種が義務付けられていたが、その際の注射器の連続使用によって、多くの B 型肝炎ウイルス感染被害者を生んだ。

多くの B 型肝炎患者は、今後の症状悪化に対する不安や、多額の治療費の自己負担、そしていわれなき差別・偏見に苦しみながら日々生活している。

平成 18 年 6 月、最高裁判所において、集団予防接種により感染被害を出したことへの国の法的責任を明白に認める判決が下され、平成 21 年 12 月に成立した肝炎対策基本法においても、国自身が、その責任を認めている。

現在、集団予防接種による B 型肝炎ウイルス感染被害者が、全国 10 カ所の地方裁判所で、救済を求めて係争中であるが、そのうち、本年 3 月に、札幌、福岡の両地方裁判所が相次いで和解勧告を行い、大阪地方裁判所も和解による解決を促したところである。

国は、この勧告を受け入れ、和解協議には応じているものの、被害者の救済に向けた、誠意ある対応をとっているとは言えず、解決を待たずに亡くなった原告は既に 10 名を超えるなど、一刻の猶予も許されない。

よって、国におかれては、B 型肝炎訴訟の速やかな解決を図るとともに B 型肝炎対策を一層推進するため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

1. 集団予防接種による注射器の連続使用によって被害を受けた被害者が原告となった B 型肝炎訴訟において、一日も早い和解を実現すること。
2. B 型肝炎患者にとって経済的負担の心配のない医療費助成制度の整備を進めること。
3. B 型肝炎患者に対する差別・偏見をなくすための正しい知識の啓発活動を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 12 月 17 日

島根県議会

「年金記録問題」解決に関する意見書

5,000 万件を超える年金記録が消滅した「年金記録問題」は、公的年金に対する国民の信頼を揺るがす問題となっており、島根県民に重大な影響を与えている。

このことは、長年保険料を納付してきた国民・県民にとって切実かつ深刻な問題であり、こうした状況をまねいた国の責任は極めて大きい。

現在、政府は、年金記録問題への国民の不安解消に向け、年金記録相談体制の強化や、納付記録や証拠がない事例でも、記録訂正に関し公正な判断を示す年金記録確認のための地方第三者委員会の設置等、様々な対策を実施しているが、対応にスピード感が無く、またあっせん率も低いなど、国民にとって、これらの対策が着実に実行されるかについての不安を払拭できていない。

よって、本県議会は下記の事項について、強く要望するものである。

記

1. 国は、年金記録問題について、これ以上の時を費やすことなく、直ちに抜本的・全面的解決を図ること。
2. 地方第三者委員会は、その設置趣旨に沿って、業務の遂行にあたり、国民の立場に立って誠実に責任を果たすこと。
3. 日本年金機構地方年金事務所は、自らの起こした問題であることを再確認し、年金記録の訂正を速やかに実施すること。
4. 国、地方第三者委員会、日本年金機構及び地方年金事務所とも、年金記録問題解決を最優先とし、年金制度に対する国民の信頼を回復するよう努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 12 月 17 日

島 根 県 議 会